

教育制度論

教育制度論 第5テーマ
公教育制度史概要2

担当教員について

- ・中村裕（保育科所属） 3904研究室

連絡先（主に授業の内容に対する質問）：

yutakan@wa.seitoku.ac.jp

※Moodleのシステムについては総合メディア室、
履修関係については教育支援課へお尋ねください
（教員ではお答えできません）。

授業の進め方について

- ・トピックごとに、レジュメ、補足・解説、小テストをアップロードしておきます。
- ・レジュメ(通学授業で配布するものと同じ)と、補足・解説を照らし合わせて、内容の理解を図ってください。

小テストの補足

- ・以下では常体で述べていきます。



小テストの補足

- 第4テーマの小テストは、以下の内容から構成される。
 - 教育の定義
 - 教育の組織化（非組織的教育から組織的教育へ）
 - 人類史における学校の成立理由
 - 高度な知識技術を集中的に教える専門の場所
 - スコレー（閑暇）に行われた活動の組織化

小テストの補足

※保育者は、職として教育、特に「組織的な教育」に従事する。

※幼稚園教諭になる場合は*、「学校教員」となる。

*認定こども園の保育教諭も含まれ得る。

→「組織的な教育」とは何か、そうした教育が生まれた理由は何か等について学修する必要がある。

小テストの補足

【重要】

- ・教育を「人の成長発達への支援」ととらえる。
- ・その場合、教育には「組織的でないいいとなみ」も含まれる(例：家庭教育)。
- ・こうした教育は、人類史のはじめから存在した(例：日常生活を通じた知識技術の伝達・継承)。

小テストの補足

【重要】

- ・人類の社会の発展に伴い以下の変化が起こる。
- ・社会集団の巨大化
- ・集団の持つ知識技術の高度化・専門化

小テストの補足

【重要】

- ・人類の社会の発展に伴い以下の変化が起こる。
→教育を組織的に行う必要が生じる。
- ・社会集団の巨大化
→ルール・マナーの迅速・効率的な伝達
- ・集団の持つ知識技術の高度化・専門化
→高度な専門知識・技術の集中的伝達

小テストの補足

【重要】

- ・社会集団の巨大化

- ルール・マナーの迅速・効率的な伝達

- 入社式・通過儀礼として組織化される。

- ・集団の持つ知識技術の高度化・専門化

- 高度な専門知識・技術の集中的伝達

- 教育を主目的とする施設「学校」=として組織化される。

小テストの補足

【重要】

- ・学校が生まれたもう一つの要因

- ・スコレー(閑暇)

→労働から解放された有閑階層が閑暇
(暇な時間)に行った諸活動が組織化される。

(例)アカデメイア、リュケイオン(古代ギリシャ)

小テストの補足

☆以下、同じ内容を少し詳しく述べる。
既によく理解している学生は5ページ後へ進む。

小テストの補足

☆端的には、以下の理解が前提である。

- 「教育の組織化」
- 「知識技術の伝達」
- 文字など

学校成立の要因①

- スコレー(閑暇)——

学校成立の要因②

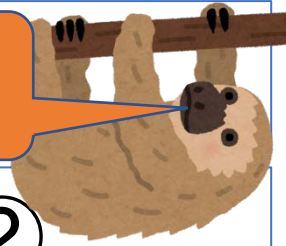
理屈で解ることが望ましい。



☆人類の歴史の中で学校が生まれた理由①

- ・人類最初期の教育は、非組織的に行われていた。
- ・しかし、人類社会の発展にともない、人類が持つ知識技術が増大した。そこで、知識技術の伝達と継承のために組織的な教育が必要になった。
- ・文字等のより高度な知識技術の伝達には、さらに組織化された教育の専門施設＝学校が求められた。

これは半ば機械的に憶えるしかない。



☆人類の歴史の中で学校が生まれた理由②

- ・古代ギリシャ語でスコレーは「閑暇」を意味する。
- ・人類の社会が発展する中で、身分差が生じた。
権力があり豊かな集団は、自ら労働する必要がなくなり有閑階層（余暇時間を持つ階層）となった。
- ・有閑階層がスコレー（閑暇）に集い自己充足活動を行うようになった。これが学校の原型となっていっていった。

小テストの補足

【総評】

- ・ほとんどの学生はよく解答できている。



ようやく本題に……



以上を踏まえて、第5テーマへ入る。

公教育制度史概要2

I 公教育と私教育（再掲）

II 公教育の系譜（概要）

III 義務教育原理の変遷（概要）



公教育制度史概要2

I 公教育と私教育（再掲）

II 公教育の系譜（概要）

III 義務教育原理の変遷（概要）



I はほぼ復習（発展的内容あり）、II は第4テーマの継承、III は「憶える系」となる。

本テーマの要点

- 近世までの義務教育の目的・形態

- (▪ 近代義務教育の目的・形態)

- 現代義務教育の目的・形態

- 義務教育の類型



今回は歴史と理屈の話なので
なかなか難しい内容になっている。

いよいよ本題に……

- ・では、レジユメの補足・解説に移る。
- ・今回も、まず I の設問を解く。
- ・必須ではないが、レジユメをプリントアウトし、そこへ書き込む方式が解きやすい。
- ・少なくとも、設問への解答はノート等へ記した方が定期試験などにとっては有用である。

ようやく本題に……

……というわけで、このファイルは一度閉じてても問題ない。

ほぼ第4テーマまでで扱った内容である。

- 文章表現は変えたものもある。
- 問には発展的な内容も含まれる。



ようやく本題に……

(レジュメの設問に解答中……)



ようやく本題に……

さて、レジュメの設問への解答が終わったならば
各問の内容を確認していく。

既によく理解した学生は流し読みで良い。

第5テーマ 公教育制度概要2

I 公教育と私教育(再掲)

I 公教育と私教育(再掲)

【穴埋め】

※「私教育」

- ・公教育以外のすべての教育
- ・典型的には、家庭教育、社会教育

※「公教育」

- ・公(おおやけ)の性質……(公的性格)……
→社会全体が関わる教育
- ・国、地方公共団体などによって管理される教育
→公的機関が運営する教育

単純化するとこうなる。この理解で良い。



【重要】 公教育の理解

☆ 国や自治体が、直接・間接に管理運営する教育

→現在の日本では、事実上「学校教育」と見なせる。
(私立学校も、「公教育」に含まれる)

【発展】 国や自治体の私立学校への関与

- ・学習指導要領(・幼稚園教育要領)
- ・私学助成(私立学校への補助金)
- ・知事部局(私学行政担当部局)の関与

I 公教育と私教育

【参考】

非組織的教育・組織的教育・学校教育の比較

I 公教育と私教育

【参考】

非組織的教育・組織的教育・学校教育の比較

- ・ここで埋める空欄は「人類最初期～」のみである。
- ・「**決まっていない**」「**重視しない**」などの文言で良い。
- ・以下の流れを再確認し理解を深めて欲しい。
 - ・非組織的教育→組織的教育→より組織的な学校教育

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

- ・これは、なかなか高度な内容であり、かつ、明確な正解がない問もある。
- ・問によっては、この授業の範囲を超えた（有り体には試験範囲には含まれない）内容もある。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・家庭教育は私教育である。

→基本的には正しい。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・社会教育は私教育である。

→基本的には正しい。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

- ・家庭教育は私教育である。
- ・社会教育は私教育である。

→以上の2問は基本的には正しい。

※しかし、国家などが、家庭教育や社会教育に対してすら強く関与するシステムがある場合、家庭教育や社会教育も「公教育」と見なし得る（見なし得てしまう）。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

- ・家庭教育は私教育である。
- ・社会教育は私教育である。

→以上の2問は基本的には正しい。

※また、今の日本でも自動車教習所など(社会教育)が発する資格が、一定の「公式性」を持つ場合がある。

☆ただし、視野を拡大しすぎると際限が無いので、ここは基本的な理解にとどめておきたい。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・学校教育は公教育である。

→前述の通り今の **日本**の場合は正しいと考えて良い。

→ただし、歴史を振り返ると、古代ギリシャの「スコレー」のように、公教育とは見なしがたい「学校」もある。

スコレーが公教育ではないことは認識して良い。



I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・学校教育は公教育である。

→前述の通り今の **日本の場合は正しい**と考えて良い。

【参考】外国では、私立学校に対する国や自治体の関与が極端に少ない(弱い)場合がある。

→学校教育でも公教育と見なしにくい国・地域もある。

各学校の独立性が強く、国などが関与しない。



I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

- ・家庭教育は非組織的教育である。

→基本的には正しい。

- ・例外は考えられ得る。際限が無い(略)

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・社会教育は非組織的教育である。

→これは正しくない。

→学生にとってもっとも身近な存在は塾・予備校であろうか。

→塾や予備校は社会教育に属するが、
一定の組織性の下で教育活動を行っている。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・学校教育は組織的教育である。

→これは正しい。

一切の組織性を持たない学校は、少なくとも
今の日本では存在しない。

ただし、歴史を振り返ると例外は(略)

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・私教育は非組織的教育である。

→これは正しくない。

先の、塾・予備校の例と同じである。

国・自治体が関与しない教育であっても、
一定の組織性を備える場合はあり得る。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・公教育は組織的教育である。

→今の日本の場合は正しいと考えて良い。

しかし、次の問も含めて、今後状況が変わるかも知れない。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・公教育は常に学校教育の形態を取る。

→今の日本の場合は正しいと考えて良い。

ただし、歴史を振り返ればそうとは限らない。

【重要】 今後の日本でも変わっていくかも知れない。

たとえば、フリースクールなど一条校以外での学習を正規の(公式の)ものとして認めれば、一条校＝学校以外での教育も「公教育」に含まれていく。

I 公教育と私教育

問 以下の文章の正誤を答えよ。……

・公教育は常に学校教育の形態を取る。

【発展】

2023年度現在、一定の条件を満たせば、フリースクール等での学習をもって、一条校での「出席」と見なされる。

→以前と比べれば柔軟な対応にはなっている。

→しかし、一条校を公教育の基準とする考え方はある。

I 公教育と私教育

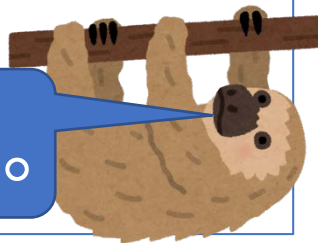
☆ともあれ……

・「公」の関与により、教育は私教育と公教育に分けられる。

・今の日本では、公教育≡学校教育と考えて良い。

※古代ギリシャのスコレーなども私教育／公教育の理解において重要ではある。

基本的に今の日本のことを理解すればよい。



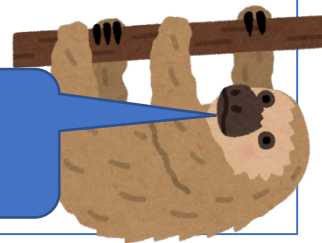
Ⅱ 公教育の系譜(概要)

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

※ⅡとⅢは内容が近似している。

※レジュメと「補足・解説」をまずは一読し、その後レジュメのⅡとⅢを相互に参照して理解を深めて欲しい。

なかなか難しい内容である。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

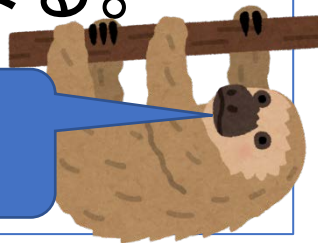
※ⅡとⅢは内容が近似している。

※レジュメと「補足・解説」で示す情報量が多いが、「理解すべきポイント」はそれ程複雑ではない。

※もちろん、本テーマで「憶えて欲しい」知識もある。

※ⅡとⅢの基礎理解が本テーマの課題となる。

なかなか難しい内容ではある。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

※まず、(多くはないが)レジユメの空欄を埋めていく。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

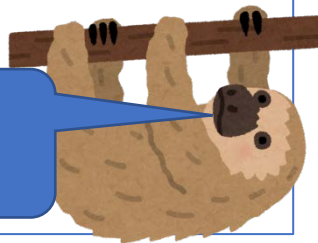
・スパルタ

国家による集団教育、**強制**教育

→教育内容は？

肉体鍛錬、軍事訓練、
思慮深さ・勇気・忍耐の育成

端的には、「強い戦士の育成」である。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・M.ルター

- ・政府による就学強制を要求
- ・義務教育の目的…**キリスト教徒**(新教徒)の育成
- ・寺院による就学援助も提言

「キリスト教徒を育成する教育」の強制を求めた。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

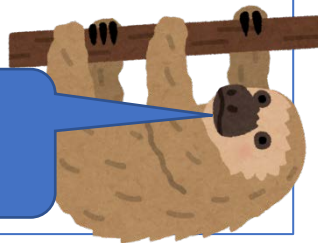
- ・少し飛んで……

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・近代公教育(ヨーロッパ)

- ・ここでは、「フランス」、「啓蒙思想」、「自由権」、「教育の自由」をチェック(下線を引くなど)しておく。

「近代公教育」の代表的な事例である。

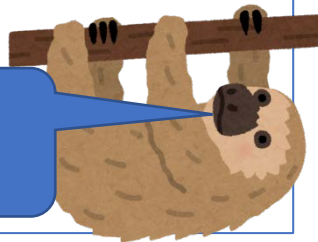


Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・近代公教育(ヨーロッパ)

- ・ここでは、「フランス」、「啓蒙思想」、「自由権」、「教育の自由」をチェック(下線を引くなど)しておく。

「近代公教育」の代表的な事例である。

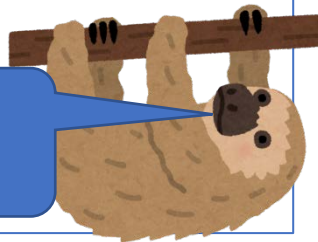


Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・現代公教育

- ・公による「教育を受ける権利」の積極的保障

重要であり、かつ、第8テーマで詳述する。

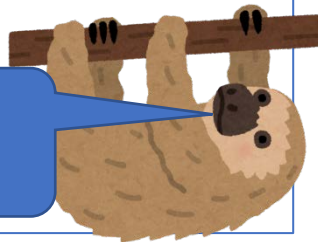


Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・現代公教育

- ・公による「**教育を受ける権利**」の積極的保障

ここでⅡの冒頭に戻る。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・先述の通り、ⅡとⅢの内容は対応している。
- ・Ⅱの構成を単純化すると以下のようになる。

- 1.近世までの公教育の原理
(スパルタ～近世絶対主義まで)
- 2.近代公教育(フランス)の原理
- 3.現代公教育の原理
(日本を想定して良い。第8テーマでも扱う)

単純化するために、2.は割愛する。



- ・先述の通り、ⅡとⅢの内容は対応している。
- ・Ⅱの構成を単純化すると以下のようになる。

- 1.近世までの公教育の原理
(スパルタ～近世絶対主義まで)
- 2.近代公教育(フランス)の原理
- 3.現代公教育の原理
(日本を想定して良い。第8テーマでも扱う)

ものすごく単純化すると以下の流れになる。



1.近世までの公教育の原理 (スパルタ～近世絶対主義まで)

→**国家のために国民へ教育を強制する。**

2.近代公教育(フランス)の原理 (略)

3.現代公教育の原理

→**国民の「教育を受ける権利」を保障する。**

以下、1および3を少し詳しく見ていく。



1.近世までの公教育の原理 (スパルタ～近世絶対主義まで)

→**国家のために国民へ教育を強制する。**

2.近代公教育(フランス)の原理 (略)

3.現代公教育の原理

→**国民の「教育を受ける権利」を保障する。**

Ⅱ 公教育の系譜(概要)



1. 近世までの公教育の原理

- ・ 国家(など)が国民(など)へ強制する。
- ・ 国家のための人材を育成する。

Ⅱ 公教育の系譜(概要)



1. 近世までの公教育の原理

- 国家(など)が国民(など)へ強制する。
- 国家のための人材を育成する。



- 紀元前5世紀のスパルタに確認できる。
- 現代の世界にもあり得る。
- 国民のためではなく国家のための教育であり、
国家のために、国民に強制される教育である。

赤字が大事である。



1.近世までの公教育の原理

- ・国家(など)が国民(など)へ強制する。
- ・国家のための人材を育成する。



- ・紀元前5世紀のスパルタに確認できる。
- ・現代の世界にもあり得る。

・国民のためではなく国家のための教育であり、国家のために、国民に強制される教育である。

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

1.近世までの公教育の原理

- ・ここでは、スパルタの教育と、ルターの義務教育思想を確認しておく。

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

1.近世までの公教育の原理

☆スパルタ

- ・古代ギリシャのポリス(都市国家)である。
- ・紀元前5～6世紀頃に全盛期を迎える。
- ・「スパルタ教育」に名を残す。
- ・少数の市民が多数の奴隷に従える国家であった。
- ・反乱防止のため男性市民はすべて戦士となった。



- ・「国家(スパルタ)のための教育」とは、強い戦士を育てるための教育である。これは市民に強制された。

スパルタ人の一生(男性編、概要)

0歳:生まれてすぐ、身体が丈夫か検査される。

- ・健康な場合→家族の元へ返される。
- ・健康でない場合は……？

7歳:強制的に親元を引き離される。

- ・国家運営の寄宿舎での集団生活に入る。

12歳:本格的な軍事訓練が開始される。

- ・肉体鍛錬、軍事訓練、思慮深さや勇気、忍耐の育成に重点が置かれた。

- ・読み書き算などはあまり重視されなかった。

7歳で強制的に親と「お別れ」する。



0歳：生まれてすぐ、身体が丈夫か検査される。

- ・健康な場合→家族の元へ返される。
- ・健康でない場合は……？

7歳：強制的に親元を引き離される。

- ・国家運営の寄宿舍での集団生活に入る。

12歳：本格的な軍事訓練が開始される。

- ・肉体鍛錬、軍事訓練、思慮深さや勇気、
忍耐の育成に重点が置かれた。

- ・読み書き算などはあまり重視されなかった。

後はひたすら国家による集団教育を受ける。



0歳：生まれてすぐ、身体が丈夫か検査される。

- ・健康な場合→家族の元へ返される。
- ・健康でない場合は……？

7歳：強制的に親元を引き離される。

- ・国家運営の寄宿舍での集団生活に入る。

12歳：本格的な軍事訓練が開始される。

- ・肉体鍛錬、軍事訓練、思慮深さや勇気、
忍耐の育成に重点が置かれた。

- ・読み書き算などはあまり重視されなかった。

スパルタ人の一生（男性編、概要）



16歳：見習い戦士としての勤務が開始される。

20歳：正規兵としての勤務が開始される。

30歳：除隊する。（予備役）

- 国家運営の宿舎を離れても良い。
- 招集されたら戦士として活動する。

60歳：予備役が終わる。

- 引退後は年金が出た。

長く見て7～30歳の期間、



16歳：見習い戦士としての勤務が開始される。

20歳：正規兵としての勤務が開始される。

30歳：除隊する。（予備役）

- 国家運営の宿舎を離れても良い。
- 招集されたら戦士として活動する。

60歳：予備役が終わる。

- 引退後は年金が出た。

国家による教育が強制された。



16歳：見習い戦士としての勤務が開始される。

20歳：正規兵としての勤務が開始される。

30歳：除隊する。（予備役）

- 国家運営の宿舎を離れても良い。
- 招集されたら戦士として活動する。

60歳：予備役が終わる。

- 引退後は年金が出た。

スパルタ人の一生（男性編、概要）



【単純化】

- ・スパルタの市民は、7歳～20(30)歳までの間、国家から強制的に軍事訓練を受けた。
- ・「国家が全市民の育成に責任を負っていた」という意味で、これは公教育の要素がある。
- ・その目的は、国家のため＝強い戦士の育成であった。
- ・他方で、これは「学校教育」のかたちではとらなかった。
- ・しばしば、アテナイのスコレーと比較される。

青字の情報を押さえておく。



【単純化】

- ・スパルタの市民は、7歳～20(30)歳までの間、
国家から強制的に軍事訓練を受けた。
- ・「国家が全市民の育成に責任を負っていた」という
意味で、これは公教育の要素がある。
- ・その目的は、国家のため＝強い戦士の育成であった。
- ・他方で、これは「学校教育」のかたちではとらなかった。
- ・しばしば、アテナイのスコレーと比較される。

アテナイとスパルタは、ほぼ同時代に盛んになった都市国家である。

アテナイではスコレーに代表される自由な教育が花開き、スパルタでは国家による強制的な軍事教育が展開された。



- ・「国家が全市民の育成に責任を負っていた」という意味で、これは公教育の要素がある。
- ・その目的は、**国家のため＝強い戦士の育成**であった。
- ・他方で、これは「学校教育」のかたちとはとらなかった。
- ・しばしば、アテナイのスコレーと比較される。

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- 一気に2000年飛んで……

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- ・M.ルターの義務教育構想
- ・ルターについて

Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- M.ルターの義務教育構想
 - ルターについて
 - 宗教改革の中心人物
 - 既存の教会を批判
 - 新教(プロテスタント)の源流
 - 聖書のドイツ語翻訳
 - 賛美歌の作成

「世界史」で学習したはずである。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- M.ルターの義務教育構想
 - ルターについて
 - 宗教改革の中心人物
 - 既存の教会を批判
 - 新教(プロテスタント)の源流
 - 聖書のドイツ語翻訳
 - 賛美歌の作成

端的には、基督教の改革者で、



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- M.ルターの義務教育構想
 - ルターについて
 - 宗教改革の中心人物
 - 既存の教会を批判
 - 新教(プロテスタント)の源流
 - 聖書のドイツ語翻訳
 - 賛美歌の作成

従来の旧教を批判し、「新教」を立てた。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- M.ルターの義務教育構想
 - ルターについて
 - 宗教改革の中心人物
 - 既存の教会を批判
 - 新教(プロテスタント)の源流
 - 聖書のドイツ語翻訳
 - 賛美歌の作成

その教育思想も「新教」に関係する。



Ⅱ 公教育の系譜(概要)

- M.ルターの義務教育構想(単純化)
 - 政府が学校教育を強制する。
 - 学校教育の目的は、キリスト教徒の育成である。
 - 経済的事情がある家庭には補助金を出す。

青字の内容は重要である。



やや詳しく見ておくと.....



- ・政府が市民(の保護者)へ学校教育を強制する。
- ・その目的は、宗教教育＝キリスト教徒の育成である。
→正確には自分が唱えた「新教」徒の育成である。
- ・政府が市民の教育へ強く関与し、かつ、それに責任を負う(経済援助)という意味で公教育の要素がある。
- ・スパルタとは違い公教育＝学校教育のかたちを取る。

青字の内容を理解できれば良い。



- ・政府が市民(の保護者)へ**学校教育を強制**する。
- ・その**目的は、宗教教育＝キリスト教徒の育成**である。
→正確には自分が唱えた「**新教**」徒の育成である。
- ・政府が市民の教育へ強く関与し、かつ、それに責任を負う(経済援助)という意味で公教育の要素がある。
- ・スパルタとは違い公教育＝学校教育のかたちを取る。

ごく単純化するとこうなる。この理解で良い。



Ⅱ-1 近世までの義務教育の原理

- ・国家が国民へ教育を強制する。
- ・教育目的は、「国家のため」である。
 - ・スパルタの場合……軍事教育(戦士の育成)
 - ・ルターの場合……キリスト教徒の育成

Ⅱ-1の以下は割愛する。



Ⅱ-1 近世までの義務教育の原理

- ・国家が国民へ教育を強制する。
- ・教育目的は、「国家のため」である。
 - ・スパルタの場合……軍事教育(戦士の育成)
 - ・ルターの場合……キリスト教徒の育成

※戦中の日本の教育もこうした傾向があった。

ここもほぼ割愛する。



2. 近代公教育(ヨーロッパ)の原理

ものすごく単純化すると以下の内容になる。



2. 近代公教育(ヨーロッパ)の原理

- ・国民の「教育の自由」という考え方が生まれる。
- ・国家は、国民へ教育を強制しない。
→教育は、国民が行う自由な活動と見なされた。
- ・国家は、国民の「教育の自由」を保障するため、最低限の条件整備をする。
(学校を設置するなど)

いいじゃん、と思うかも知れないが問題がある。



2. 近代公教育(ヨーロッパ)の原理

- ・国民の「教育の自由」という考え方が生まれる。
- ・国家は、国民へ教育を強制しない。
→教育は、国民が行う自由な活動と見なされた。
- ・国家は、国民の「教育の自由」を保障するため、
最低限の条件整備をする。
(学校を設置するなど)

それは、社会的弱者の存在である。【重要】

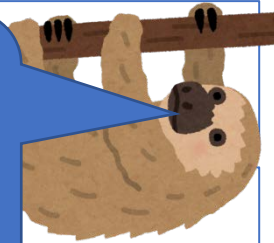


2. 近代公教育(ヨーロッパ)の原理

- ・国民の「教育の自由」という考え方が生まれる。
- ・国家は、国民へ教育を強制しない。
→教育は、国民が行う自由な活動と見なされた。
- ・国家は、国民の「教育の自由」を保障するため、最低限の条件整備をする。
(学校を設置するなど)

【重要】

社会的弱者は、「自由」のみを与えられてもそれを活用することが難しい場合がある。



- ・国民の「教育の自由」という考え方が生まれる。
 - ・国家は、国民へ教育を強制しない。
→教育は、国民が行う自由な活動と見なされた。
 - ・国家は、国民の「教育の自由」を保障するため、最低限の条件整備をする。
(学校を設置するなど)
- ※障害者など社会的弱者は「教育の自由」を享受しにくい。

...というわけで、20世紀に「社会権」が生まれる。



2. 近代公教育(ヨーロッパ)の原理

- ・国民の「教育の自由」という考え方が生まれる。
 - ・国家は、国民へ教育を強制しない。
→教育は、国民が行う自由な活動と見なされた。
 - ・国家は、国民の「教育の自由」を保障するため、最低限の条件整備をする。
(学校を設置するなど)
- ※障害者など社会的弱者は「教育の自由」を享受しにくい。

Ⅱ 公教育の原理(概要)

3.現代公教育の原理

Ⅱ 公教育の原理(概要)

3.現代公教育の原理

※現在の日本は基本的にこの立場を取る。
具体的には、第8テーマで学習する。

これは「日本国憲法」などの内容とも関わる。

(中学・高校の「公民」などで学んだ内容ではある)

単純化するとこうなる。【重要】である。



3.現代公教育の原理

☆近代(18世紀のヨーロッパ)において、「教育の自由」という考え方が生まれた。

☆社会的弱者は、「自由を保障する」だけでは、教育へアクセスしにくい。(障害者など)

☆社会的弱者を含む市民の「教育を受ける権利」を積極的に保障するという考え方が生まれる(20世紀のヨーロッパ)。

この教育を受ける権利などを「社会権」とよぶ。



3.現代公教育の原理

☆近代(18世紀のヨーロッパ)において、「教育の自由」という考え方が生まれた。

☆社会的弱者は、「自由を保障する」だけでは、教育へアクセスしにくい。(障害者など)

☆社会的弱者を含む市民の「教育を受ける権利」を積極的に保障するという考え方が生まれる(20世紀のヨーロッパ)。

整理する。重要である。



3.現代公教育の原理 【整理】【重要】

☆18世紀ヨーロッパで生まれた人権概念＝「自由権」

→「自由権」の保障……社会的弱者の幸福は保障されない可能性がある。

☆20世紀ヨーロッパで生まれた人権概念＝「社会権」

→「社会権の保障」……社会的弱者を積極的に支援・救済する。

さらに単純化すると以下の通りになる。



3.現代公教育の原理 【整理】【重要】

☆18世紀ヨーロッパ……「自由権」

→教育は自由な行為である。

→教育をするもしないも自己責任である。

☆20世紀ヨーロッパ……「社会権」

→社会的弱者は教育の自由を行使しにくい。

→だから、社会的弱者の教育を積極的に保障する。

=国民の「**教育を受ける権利**」を積極的に保障する。

というわけで、Ⅱの整理を今一度振り返る。



1. 近世までの公教育の原理

- ・ 国家(など)が国民(など)へ教育を強制する。
- ・ 国家のための人材を育成する。

2. 近代公教育(フランス)の原理

- ・ 国家が国民の人権(教育の自由)を保障する。
- ・ 国家は、教育について最低限の条件整備をする。

3. 現代公教育の原理

- ・ 国家が国民の人権(教育を受ける権利)を保障する。
- ・ 国家は教育の保障のため積極的に関与・行動する。

Ⅲ 義務教育原理の変遷

Ⅲ 義務教育原理の変遷

- ・まずは、Ⅲ-1の全体へ目を配る。
- ・「現代義務教育の原理」の空欄は、
「教育を受ける権利」が入る。
- ・Ⅱの内容と、Ⅲの1の内容は重複する。
Ⅱの内容のキーワードをまとめたものがⅢ-1に
相当すると考えて良い。
- ・ここは流し読み程度で良い。

これは丸暗記系である。



2 義務教育の類型

Ⅲ 義務教育原理の変遷

2 義務教育の類型

- ・これは「どうすれば義務教育の「義務」を果たしたと見なされるか」という原則である。
- ・基本的に、「〇〇主義」「〇〇義務」の右の空欄は、そのまま「〇〇」が入っていく。各自空欄を埋めておく。
- ・一点、最後（義務の帰属）について……

Ⅲ 義務教育原理の変遷

2 義務教育の類型

・義務の帰属

たとえば、スパルタの場合は、
「市民」が「国家へ」「強い戦士となる義務」を負う。

ルターの構想の場合は、
「市民の保護者」が「市へ」「子を学校に入れる義務
(宗教教育を受けて新教徒にする義務?)」を負う。

では、日本の場合は？

Ⅲ 義務教育原理の変遷

2 義務教育の類型

- ・義務の帰属

- ・戦前の日本の場合？

- ・現在（戦後）の日本の場合？

→第8テーマで見ていくが、特に後者について考えておいてほしい。

「誰が、何について義務を負うか」

課題の提出について

※以上、第5テーマを終了とする。

なかなか高度な、専門的な内容になっている。



おわりに

- ・なかなか先が見えないからこそ、
「なすべきをなす」ことが求められると考えています。

